

## 在宅就業障害者特例調整金等の申請・支給手続について

企業にとって使いやすい制度とするため、在宅就業障害者特例調整金・在宅就業障害者特例報奨金の申請・支給手続は、既存の納付金・調整金・報奨金と一括した手続となるよう、下記のようにしてはどうか（平成 19 年 4 月 1 日より一括手続とする）。

### ◎申請期日

		現行制度	改正後
常用労働者 301 人以上の事業主	納付金	4 月 1 日から 45 日以内	4 月 1 日から 45 日以内
	調整金	4 月 1 日～7 月 31 日	4 月 1 日から 45 日以内
	<b>在宅就業特例調整金</b>		4 月 1 日から 45 日以内
常用労働者 300 人以下の事業主（報奨金支給対象事業主）	報奨金	4 月 1 日～7 月 31 日	4 月 1 日～7 月 31 日
	<b>在宅就業特例報奨金</b>		4 月 1 日～7 月 31 日

### ◎納付金納付時期

		現行制度	改正後
常用労働者 301 人以上の事業主	納付金	4 月 1 日から 45 日以内	4 月 1 日から 45 日以内

### ◎調整金等支給時期

		現行制度	改正後
常用労働者 301 人以上の事業主	調整金	10 月 1 日～10 月 31 日	10 月 1 日～10 月 31 日
	<b>在宅就業特例調整金</b>		10 月 1 日～10 月 31 日
常用労働者 300 人以下の事業主（報奨金支給対象事業主）	報奨金	10 月 1 日～10 月 31 日	10 月 1 日～10 月 31 日
	<b>在宅就業特例報奨金</b>		10 月 1 日～10 月 31 日

■：新規追加項目又は改正項目

### ◎申請手続・申請書類

#### ○常用労働者 301 人以上の事業主

納付金・調整金・在宅就業障害者特例調整金の申請について、一括した申請手続・申請書類となるようにする（ただし、在宅就業障害者特例調整金については、別個の添付書類（在宅就業支援団体が発行する発注証明書等）が必要）。

#### ○常用労働者 300 人以下の事業主（報奨金支給対象事業主）

報奨金・在宅就業特例報奨金の申請について、一括した申請手続・申請書類となるようにする（ただし、在宅就業障害者特例報奨金については、別個の添付書類（在宅就業支援団体が発行する発注証明書等）が必要）。